

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJフィナンシャル・グループ）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	2018年12月末	2018年9月末
<b>普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目（1）</b>			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	13,317,920	13,196,671
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,286,633	3,286,668
2	うち、利益剰余金の額	10,659,098	10,581,941
1c	うち、自己株式の額(△)	627,811	527,623
26	うち、社外流出予定額(△)	-	144,314
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-
1b	普通株式に係る新株予約権の額	189	189
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	2,472,214	2,945,472
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	187,125	183,777
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	15,977,450	16,326,110
<b>普通株式等Tier1 資本に係る調整項目（2）</b>			
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,196,016	1,258,672
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	488,083	552,313
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	707,932	706,359
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1,700	1,619
11	繰延ヘッジ損益の額	71,946	△ 62,478
12	適格引当金不足額	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	14,896	14,810
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	1,113	1,144
15	退職給付に係る資産の額	662,576	650,798
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	6,727	15,355
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものに関連するものの額	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものに関連するものの額	-	-
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
27	その他Tier1 資本不足額	-	-
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	1,954,976	1,879,923
<b>普通株式等Tier1 資本</b>			
29	普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	14,022,473	14,446,186

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJフィナンシャル・グループ）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	2018年12月末	2018年9月末	
その他Tier1 資本に係る基礎項目（3）				
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-	-
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	1,470,000	1,270,000
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	-
34-35	その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	165,534	159,330	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	552,189	552,189	
33	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	552,000	552,000	
35	うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	189	189	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額（二）	2,187,724	1,981,519	
その他Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	19,006	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	809	611	
42	Tier2 資本不足額	-	-	
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	19,815	611	
その他Tier1 資本				
44	その他Tier1 資本の額（（二）－（ホ））（ヘ）	2,167,908	1,980,907	
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）	16,190,382	16,427,094	
Tier2 資本に係る基礎項目（4）				
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-	-
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,633,500	1,548,500
		特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-	-
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	82,975	80,487	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	611,882	695,013	
47	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
49	うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	611,882	695,013	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	281,020	283,262	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	227,005	218,805	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	54,015	64,457	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）	2,609,378	2,607,263	
Tier2 資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	17,181	22,774	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	899	339	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）	18,081	23,114	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）	2,591,297	2,584,149	
総自己資本				
59	総自己資本の額（（ト）＋（ヌ））（ル）	18,781,679	19,011,243	

自己資本の構成に関する開示（三菱UFJフィナンシャル・グループ）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	2018年12月末	2018年9月末
<b>リスク・アセット (5)</b>			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	117,107,939	120,127,129
<b>連結自己資本比率</b>			
61	連結普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	11.97%	12.02%
62	連結Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	13.82%	13.67%
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	16.03%	15.82%
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	824,313	921,478
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,212,456	1,133,320
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	20,039	16,345
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	96,910	87,128
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>			
76	一般貸倒引当金の額	227,005	218,805
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	318,870	309,894
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	54,015	64,457
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	350,949	360,497
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>			
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	663,012	663,012
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,059,989	1,059,989
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-

※ 1 平成18年(2006年)金融庁告示第20号(以下、「告示」という。)第8条第12項ただし書きの規定に基づき金融庁長官の承認を受けた資本調達手段は、告示第8条第8項各号に定める額並びに第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額の算出の対象から除外しております。2013年3月31日から2023年3月30日の期間(ただし2019年3月31日以降は対象金額が毎年20%ずつ逡減)に限る承認であり、2018年12月末は1,507,069百万円が該当しております。